神奈川県健康増進課所管計画の改定スケジュールの見直しについて

１．改定スケジュール見直し予定の計画

○　かながわ健康プラン 21（第２次）　　（計画期間：平成 25 年度～令和４年度）

○　神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画　（計画期間：平成 25 年度～令和４年度）

２．趣旨

○　上記２つの県計画は、次の厚生労働省告示

・「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的方針（健康日本 21（第２次）推進の基本的事項）」（期間：2013（平成 25）～2022（令和４）年度）

・「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（期間：2013（平成 25）～2022（令和４）年度）

をそれぞれ勘案し、目標値等を設定している。

○　厚生労働省が上記告示の計画期間を１年延長し、改定スケジュールを見直すことに伴い、県計画の改定スケジュールについても、今後見直しを行う予定。

３．厚生労働省の動向

○　令和３年１月の厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において、以下のことが示された。

【健康日本 21】

・　自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するために、医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画と次期国民健康づくり運動プラン（次期プラン）の計画期間を一致させる

・　2021 年度中に、厚生労働省告示を一部改正し、健康日本 21（第二次）の計画期間を１年間延長し、2013 年度から 2023 年度の 11 年間とする。

・　2023 年度に都道府県等が健康増進計画を策定する期間を設けた後、2024 年度から次期プランを開始する。医療費適正化計画等の計画期間を考慮の上、次期プランの計画期間を設定する。

【歯科口腔保健の推進に関する基本的事項】

・　現基本的事項の最終評価として、各項目における実績値の評価等を行ったうえで、今後取り組むべき施策を整理し、次期基本的事項の策定を行う。

・　最終評価については、「健康日本 21（第二次）」の最終評価と連携を図りながら、2022 年（令和４年）の夏頃を目途に取りまとめる

・　都道府県等の策定する医療計画等の期間と調和を図る観点から、厚生労働省告示の改正により基本的事項の目標・計画について期間を１年間延長し、2023 年（令和５年）までとする。

・　2023 年度に都道府県等において基本的事項（＝県計画）を策定する期間を設け、2024 年度から次期基本的事項を適用する。

４．県計画改定等のスケジュール（案）

（１）かながわ健康プラン 21

年度	従来のスケジュール	変更後スケジュール（案）	【国】健康日本 21
2020 (R02)	○県民健康栄養調査報告書作成・公表	**○県民健康栄養調査報告書作成**	
2021 (R03)	○最終評価作業 ○最終評価報告書公表	**○調査報告書公表（８月頃）** **<u>○現計画の１年延長手続き</u>**	○現計画期間の１年延長
2022 (R04)	○県計画(第３次)改定作業 ○県計画(第３次)公表	**○最終評価作業** **○最終評価報告書公表**	○現計画最終評価（夏頃） ○次期計画策定･公表（2023 年春目途）
2023 (R05)	○第３次計画スタート	**○県計画(第３次)改定作業** **○県計画(第３次)公表**	（都道府県計画策定期間）
2024 (R06)		**○第３次県計画スタート**	○次期計画の施行

（２）神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画

年度	従来のスケジュール	変更後スケジュール（案）	【国】基本的事項
2020 (R02)	○県民歯科保健実態調査 ○調査報告書公表	**○県民歯科保健実態調査**	
2021 (R03)	○最終評価作業 ○最終評価報告書公表	**○調査報告書公表（８月頃）** **<u>○現計画の１年延長手続き</u>**	
2022 (R04)	○県計画(第２次)改定作業 ○県計画(第２次)公表	**○最終評価作業** **○最終評価報告書公表**	○現基本的事項最終評価 ○次期基本的事項策定･公表（2023 年春目途）
2023 (R05)	○第２次計画スタート	**○県計画(第２次)改定作業** **○県計画(第２次)公表**	（都道府県基本的事項策定期間）
2024 (R06)		**○第２次県計画スタート**	○次期基本的事項の施行

※　令和２年度中に予定していた県民健康栄養調査と県民歯科保健実態調査の報告書公表は、新型コロナウイルスの影響により開始時期が遅れたことなどに伴い、令和３年８月頃となる見込み。

５．今後の予定

令和３年３～７月	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会･神奈川県生活習慣病対策委員会での協議
令和３年度中	神奈川県議会厚生労働常任委員会へ報告